

新潟県条例第52号

新潟県立近代美術館条例の一部を改正する条例

新潟県立近代美術館条例（平成5年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第7条関係）			別表第2（第7条関係）		
区 分	使 用 時 間	使 用 料	区 分	使 用 時 間	使 用 料
講 堂	午前9時から正午まで	11,800円	講 堂	午前9時から正午まで	11,600円
	午後1時から午後5時まで	15,700円		午後1時から午後5時まで	15,500円
	午前9時から午後5時まで	27,600円		午前9時から午後5時まで	27,100円
ギャラリー	午前9時から正午まで	7,700円	ギャラリー	午前9時から正午まで	7,600円
	午後1時から午後5時まで	10,200円		午後1時から午後5時まで	10,100円
	午前9時から午後5時まで	18,000円		午前9時から午後5時まで	17,700円
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。